

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ユヌス・ジャパン（以下「当法人」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に、必要な組織を置くことができる。

2 前項の組織及びその分掌は、代表理事が別に定めるところによる。

第3章 職制及び職責

(事務局長)

第3条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

3 事務局の職員は、事務局長の命を受けて、事務局の業務を行う。

(職員の任免及び職務の指定)

第4条 職員の職務は、代表理事が指定する。

2 職員の任免は、代表理事が行う。

第4章 事務処理

(事務の決裁)

第5条 事務に関する事項は、原則として事務局長が文書によって立案し、理事の職務権限規程別表の区分に応じ、これに定める決裁権者の決裁を受けて施行する。

(規格外の対応)

第6条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定めるところによる。

(細則)

第8条 本規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決定を経て別に定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て代表理事がこれを行う。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。